

「介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

（はつらつデイサービス事業）」重要事項説明書

＜令和6年6月1日改訂＞

当施設は介護保険の指定を受けています。
（北海道指定 第0174200584号）

当施設は利用者様に対して介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下、はつらつデイサービス事業）のサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇	
1. 施設経営法人	1
2. 利用施設	2
3. 施設の概要	2
4. 営業時間	2
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	3～5
7. 損害賠償について	6
8. 契約の終了について	6
9. 身元引受人について	6
10. 苦情の受付について	6
11. 事故発生時の対応	6
12. 非常災害対策	6
13. 身体拘束の廃止	7
14. 高齢者虐待防止のための対策	7
15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	7

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人べつかい柏の実会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道野付郡別海町別海97番地9 |
| (3) 電話番号 | 0153-79-5111（柏の実会事務局） |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 永洞 貢 |
| (5) 設立年月日 | 平成10年6月22日 |

2. 利用施設

(1) 施設の種類

通所介護事業所

平成26年4月1日指定

指定番号0174200584

※当施設は特別養護老人ホーム清翠園に併設されています。

(2) 施設の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者様に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう適切な通所介護を提供することを目的とします。

(3) 施設の名称

デイサービスセンター ひだまり

(4) 施設の所在地

北海道野付郡別海町別海西本町52番地2

(5) 電話番号

0153-75-0151

FAX

0153-75-0151

(6) 施設長（管理者）氏名

(7) 当施設の運営方針

はつらつデイサービス事業サービス計画に基づき、必要な日常生活及び機能訓練等を提供することにより利用者様が日常生活を営むことのできるよう通所サービスを提供します。

また、人権を尊重し市町村、福祉サービス提供機関等及び地域包括支援センターや他の居宅サービス事業者などと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月日

平成26年4月1日

(9) 通所定員

35名

3. 施設の概要

施設の設備	室数	備考
食堂兼機能訓練室	1室	洗面台完備
浴室	1室	普通浴槽、個浴、機械浴、トイレ完備
静養室	1室	ベッド2床 畳張り
相談室	1室	
送迎車	3台	マイクロバス1台、ワゴン車2台

4. 営業時間

月曜日～土曜日 (祝祭日含む)	午前8時30分から午後5時15分まで (サービス提供時間は午前10時30分から午後3時40分まで)
日曜日	定休日

※12月31日から翌年1月5日の期間は年末年始休業となります。

5. 職員の配置状況

当施設ははつらつデイサービス事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 生活相談員	常勤換算 1 名以上	1 名以上
3. 介護職員	常勤換算 5 名以上	5 名以上
4. 看護職員	1 名以上	1 名以上
5. 機能訓練指導員	1 名以上	1 名以上
6. 管理栄養士	1 名	1 名以上

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

（1）サービスの概要

①送迎

送迎車により施設と自宅間を行います。介護職員が添乗しており介助見守り等を行います。

②食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。誕生会等の行事には行事食をご用意します。

＜食事時間＞ 昼食 11：45～12：30

③入浴

普通浴槽、個人浴槽、機械浴槽の3種類を設置しており、身体状況に応じて利用することができます。洗髪等介護職員が介助します。

④生活相談

ご利用者本人ならびにご家族の介護等に関する相談をお受けします。

関係機関等と連絡調整をし、生活の質の向上を目指します。

⑤健康チェック

看護職員が健康チェック（体温、血圧、脈拍）月に1度の体重測定を行い、体調を把握しながらご家族、関係機関等との連携を図ります。

⑥アクティビティ

楽しく有意義に過ごしていただくため、レクリエーションや作品制作等の活動を行います。また、機能訓練として体操等を行います。

当施設が提供する上記サービスについて、利用料金がはつらつデイサービス事業

から給付されるサービスと利用料金の全額を利用者様に負担いただくサービスが
ございます。

- (2) はつらつデイサービス事業の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）
送迎、入浴、生活相談、健康チェック、アクティビティについては、所得額に応
じて9割又は8割もしくは7割がはつらつデイサービス事業から給付されます。

＜サービス利用料金（1か月あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金からはつ
らつデイサービス事業給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。
（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

はつらつデイサービス事業サービス費（基本料金）

	事業対象者・要支援1	要支援2
サービス利用料金	17,980円	36,210円
自己負担額 月額 （1割負担）	1,798円	3,621円
自己負担額 月額 （2割負担）	3,596円	7,242円
自己負担額 月額 （3割負担）	5,394円	10,863円
月途中 （1割負担）	899円	1,810円

＜加算料金について＞

当施設の利用に係り、基本料金のほか、下記の加算料金をお支払いください。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ①サービス提供体制加算Ⅲ1（事業対象者・要支援1） | 24円／月 |
| ②サービス提供体制加算Ⅲ2（要支援2） | 48円／月 |
| ③科学的介護推進体制加算 | 40円／月 |
| ④処遇改善加算Ⅲ | 介護サービス費各種加算の8% |
| ⑤栄養アセスメント加算 | 50円／月 |

※2割負担の方は、上記加算料金に2を乗じた額となります。

※3割負担の方は、上記加算料金に3を乗じた額となります。

☆月途中について

入退院等（病院・短期入所等）でその月の「15日まで」の利用のみだった場合、
または「16日から」の利用のみだった場合は、予定利用回数の月途中料金が適
用となります。ただし、「週1回（事業対象者・要支援1）の予定であれば月3

回」「週2回（要支援2）の予定であれば月5回」を超える利用が「15日まで」または「16日から」の期間で確認された場合は、通常料金が適用となります。（2月の場合は「14日まで」「15日から」となります。）

※週2回（要支援2）の方の場合、利用者様のご都合により月5回を超えない利用回数であっても通常料金が適用されます。事業所の都合によりご利用できない場合は月途中料金の適用となります。

☆はつらつデイサービス事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

（3）はつらつデイサービス事業の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費

食材料費及び調理費について、実費相当額の範囲内で負担していただきます。

昼食代	487円/日
おやつ代	80円/日

（4）利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（2）（3）の料金・費用は、月末締めで翌月上旬に請求書を発行いたしますので、末日までにいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金払い

イ. 下記指定口座への振込み

「社会福祉法人べつかい柏の実会 理事長 永洞 貢」

①大地みらい信用金庫	別海支店	普通	1122575
②ゆうちょ銀行	九三八	普通	0254032
③道東あさひ農業協同組合	本所	普通	0035348

※口座名義はいずれも同じです。

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

利用者様のご都合により、はつらつデイサービス事業サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス開始日の前日までに事業者に出してください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者様に提示して協議します。

7. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

事業者が損害賠償責任を負う場合があります。

8. 契約の終了について（契約書第2条、第16条以下参照）

契約は原則として自動更新されます。

9. 身元引受人について（契約書第20条参照）

身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の債権を極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。

身元引受人から請求があったときは、事業所に対する利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償等の額、利用者全ての債務額等の情報を提供します。

利用が終了した場合、身元引受人に利用者様の所持品をお引き取りいただきます。

※引渡しに係る費用が生じた場合、残置物引受人にご負担いただきます。

10. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情担当窓口（担当者）

総務課長 0153-75-0151

○受付時間

月～金曜日 午前8：30～午後5：15

（2）行政機関その他苦情受付期間

別海町役場福祉部介護支援課	所在地	野付郡別海町別海常盤町280番地
	電話番号	0153-74-9643（直通）
根室振興局保健環境部社会福祉課	所在地	根室市常盤町3丁目28番
	電話番号	0153-23-6914
北海道国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161（代）

11. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診等の必要な措置を講ずるほか、ご家族及び関係機関へ遅滞なく報告いたします。

12. 非常災害対策

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、あらかじめ防災計画を作成しております。その計画に基づき、年2回以上利用者様及び職員等の訓練を実施します。

1 3. 身体拘束の廃止（「身体拘束等行動制限についての取扱要領」より）

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束せざるを得ない場合には、利用者様及びご家族へ十分な説明をするとともに、その態様、時間、理由及びその際の利用者様の心身の状況を記録いたします。

1 4. 高齢者虐待防止のための対策

（1）虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

【実 施 の 有 無】 無

はつらつデイサービス事業サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

野付郡別海町別海西本町5 2 番地2

社会福祉法人べつかい柏の実会 デイサービスセンターひだまり

施設長

印

説明者

印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

住所

氏名

印

〈身元引受人〉（署名代行者）

住所

氏名

印 （続柄 ）